

令和 8 年 5 月 2 9 日

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記
のとおり公告します。

小樽市長 迫 俊 哉



記

- 1 次の表に揚げる船舶は、港湾法第 37 条の 11 第 1 項に違反して港湾区域内
又は臨港地区内に放置されているので、令和 8 年 6 月 1 1 日までに撤去する
こと。

船舶	種別	所在地
①	FRP 船	木材整理水面
②	FRP 船	若竹地区荷さばき地

- 2 1 の船舶が期限内に撤去されない場合、港湾管理者である小樽市又はその
命じた者若しくは委任した者がこれを撤去するものとする。

なお、撤去後は港湾管理者において、一定期間保管を行う。

- 3 船舶の所在地及び位置を表示する図面
別紙図面のとおり

船舶の所在地を表示する図面

小樽港：木材整理水面及び若竹荷さばき地

地理院地図



船舶の位置を表示する図面

船舶①：木材整理水面 船舶②：若竹荷さばき地

地理院地図



• 船舶①



• 船舶②

